回民婦命命のお知らせ

20歳になったら国民年金

誰が加入するの?

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務付けられています。

〔保険料はいくら?〕

令和6年度に国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16.980円です。

国民年金加入について

- ●20歳になった方には、日本年金機構から加入したことのお知らせが送付されます ※加入の手続きは不要です。
 - ※すでに厚生年金に加入している方や、配偶者の扶養に入っている方は除きます。
- ●20歳の誕生日からおおむね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」など下記の 書類が届きます

〈送付内容〉

- ・国民年金加入のお知らせ
- · 国民年金保険料納付書
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・基礎年金番号通知書

- ・国民年金の加入と保険料のご案内
- · 学生納付特例申請書
- ·返信用封筒
- ※国民年金加入のお知らせが届かない場合は、役場または年金事務所にて加入の手続きが必要です。

「学生納付特例制度」

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。 町民課または吉岡支所、お近くの年金事務所にて手続きすることができます。

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は前年 所得に応じて、保険料の全額または一部の免除や保険料の納付が猶予される制度があります。 町民課または吉岡支所、お近くの年金事務所にて手続きすることができます。

お問い合わせ先

町民課 戸籍年金係

☎47-4681

函館年金事務所

☎0138-56-1165(国民年金課)